

知ろう！ 広げよう！

子どもの権利

<中学生のみなさんへ>



横 須 賀 市

横 須 賀 市 教 育 委 員 会

子どもの権利について、考えよう。



全ての子どもは、しあわせに生きる権利・育つ権利をもっています。横須賀市では、子どもたちのすこやかな成長を市民みんなで見守り、支えていくための条例をつくりました。（令和4年(2022年)7月）平和で安全・安心に生活ができ、みんなが幸せに暮らせるように、このパンフレットを読んで考えてみよう。

楽しく学んで、自分を伸ばそう

どの子どもにも、能力に応じた教育を受ける権利があります。さらに勉強したい人には、チャンスも平等に与えられています。遊んだり、休んだりする権利もあります。学校は「一人一人が人間として大切にされる。」という考え方に沿い、自分のいいところを伸ばし、互いの考え方を認め合うところです。



意見や気持ちはさまざま。子どもだって自由に言いたい、表したい。

自分の考えをさまざまな形で自由に表せます。情報を求め、伝えることも自由です。また、同じようにあなたも周りの人たちの意見を受けとめましょう。もちろん他の人の心や信用を傷つけたり、社会生活の安全を害したりするような方法はいけません。



心の中は自由な世界です。

考えること、信じることは、すべて本人の自由です。考えや趣味が同じ人とグループをつくったり、友だち同士で話し合ったりすることも自由です。

知っていますか？

自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなど、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人から誇りを傷つけられない権利があります。

暴力はいや！ 私たちを大切に育てて！

親や大人には、子どもを大切に育てる責任があります。子どもに暴力をふるったり、心を傷つけたり、それを放っておくことは許されません。

私たちが不当に利用しないでください。

親や他の大人が、子どもを利用してお金を得ることは、許されません。また、子どもたちは、成長することをさまたげるすべての害から守られます。

障害があることで個性や誇りが傷つけられてはなりません。



障害のある人もない人も、人間らしい生活を送ることができる権利をもっています。

共に生きていける環境を地域みんなで作ってあげましょう。

考えてみよう

- ・暴力が体や心に残すものは何でしょう。
- ・「かわいそうだと思うのではなく、同じ人間として接してほしい。」という障害のある人の言葉について、あなたはどのように思いますか。



どんな差別も決して許されません。

子どもは、自分や家族の人種、皮膚の色、性別、宗教、考え方や地位などで差別されることはありません。すべての子どもはみんな平等です。

また、子どもが、親や家族の地位、活動、意見などを理由に、差別を受けたり、処罰されたりすることはありません。

知っていますか？

- ・世界には、戦争や貧しさのために、5才までに命を失う子どもたちが年間約530万人います。
- ・日本国内の学校のいじめの件数（1年間）は、517,163件です。（令和2年（2020年））
（文部科学省『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査』より）
- ・「人をばかにすること」「仲間はずれにすること」「いじめること」、これらはすべて差別です。あなたは、差別したことはありませんか？



いちばん大切なものは命です。

すべての人に、生きる権利があります。世界中には、病気や飢え、戦争などで大切な命をなくしていく子どもたちがいます。

日本でもいじめなどで苦しみ、命を絶つ子どもたちがいます。一番大切な命が、おそろかにされているのです。

一人一人の命の大切さを、もう一度見つめ直しましょう。



このパンフレットを読むみなさんへ

国際条約と**横須賀市条例**により、子どもの権利は保障されています。

子どもに関わる大人やすべての市民が子どもの権利を理解し、その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

このパンフレットは、子どもたちと一緒に、学校で、家庭で、地域で、「すべての子どもたちが、幸せに生活できることとは何か」について考えていくために、ご活用いただければと思います。

◎「**児童の権利に関する条約**」(略称：子どもの権利条約)

平成元年(1989年)に国際連合で採択され、日本は平成6年(1994年)に条約締結国になりました。

世界中の人々が、子どもが幸せになるためにはどうしたらよいのかということを考えて作った大切な条約で、「子どもだからといって無視しないで。わたしたちの権利を守って」という子どもから大人へのメッセージです。

大人は責任を持って、子どもたちを大切に育てなければなりません。

日本をはじめ、世界のすべての国で安心して生活できる社会を実現できるように、みんなで力を合わせて、できることから行動に移していくことを願い、制定された条約です。

◎「**横須賀市子どもの権利を守る条例**」

横須賀市では、令和4年(2022年)7月に『横須賀市子どもの権利を守る条例』を施行しました。

子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は当然のこととして尊重されます。「子どもが保護者の愛情のもとに生まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。」それを見守り、支えるために、子どもに関わるすべての市民がそれを実践するための指針となる条例です。

<参考> 条例の解説

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3910/jourei.html>



～あなたの悩みを相談したいなら～

● **子どもの人権110番**

(平日/8時30分～17時15分)

☎ **0120-007-110**

● **こどもの悩み相談ホットライン**

(月・水・金/9時～17時)

☎ **046-822-6522**

● **横須賀こころの電話** (平日/16時～23時 土・日・祝日/9時～23時)

☎ **046-830-5407** ※毎月第2水曜日、16時～翌朝6時

● **横須賀市児童相談所** (平日/8時30分～17時)

☎ **046-820-2323**

● **こども青少年相談** (平日/9時30分～17時)

☎ **046-823-3152**

～「子どもの権利」解説リーフレット～

編集 横須賀市教育委員会

学校教育部教育指導課

☎ 046-822-8479

発行 横須賀市市長室

人権・ダイバーシティ推進課

☎ 046-822-8219

〒238-8550

横須賀市小川町11 番地

- このリーフレットは、人権啓発活動地方委託費を活用しています。
- 6,500部印刷し、1枚11.2円で製作しました。
- 再生紙を使用しています。

令和4年(2022年)7月発行